

電気通信事業法施行規則等の一部改正 (第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等 のための接続ルールの整備)について

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(諮問第3096号)(平成29年12月22日)の概要)

平成29年12月22日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課

- 電気通信ネットワークのIP化が進展する中、我が国の基幹的な固定通信網においても、IP網が基軸となってきた。その中で、IP網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について議論、検証が必要となってきた。
- そのような中、総務省では、情報通信行政・郵政行政審議会答申や情報通信審議会答申※での要請等を受け、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保やコロケーション条件等の改善について検討を行ってきた。
 - ※ 情報通信行政・郵政行政審議会答申「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正(NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル)について」(平成28年11月18日)
 - 情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)
 - 情報通信行政・郵政行政審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備の接続約款の変更の認可(平成29年度の接続料の新設及び改定等)について」(平成29年4月14日)
- また、平成29年3月から「接続料の算定に関する研究会」を開催し、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、接続料の算定方法等について検討を行い、同年9月8日に「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書を公表したところ。
- これらの検討を背景にして、接続ルールの一層の改善を図るため、第一種指定電気通信設備の範囲、接続機能(アンバンドル機能)、及び接続約款の記載事項等に関する関係省令等の規定を見直すこととし、下記のとおり、改正省令案・改正告示案を作成した。

<改正省令案>

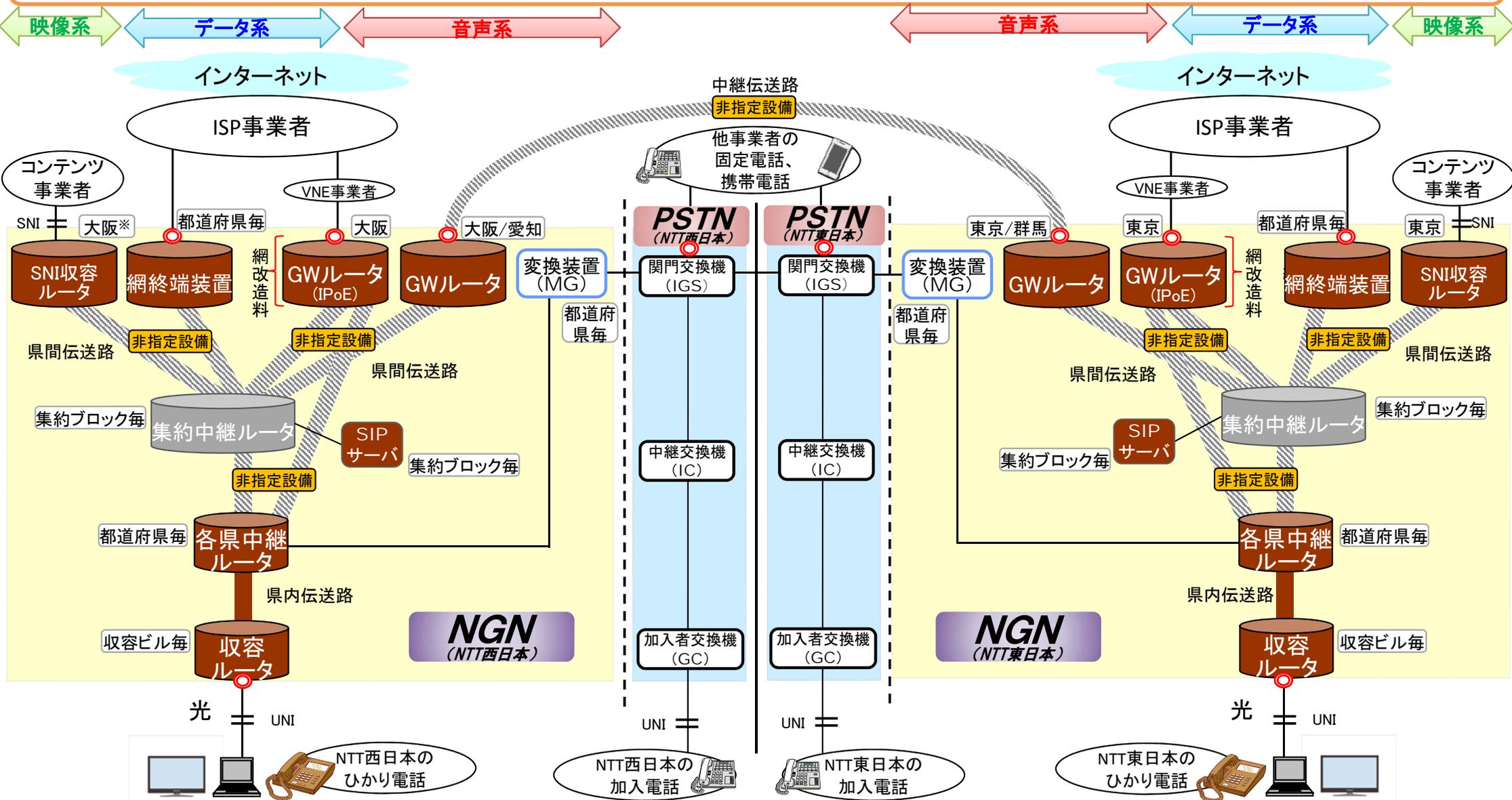
- (1) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正
- (2) 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)の一部改正
- (3) 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号。以下「会計規則」という。)の一部改正

<改正告示案>

- (4) 平成13年総務省告示第243号(電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件。以下「指定告示」という。)の一部改正
- (5) 平成13年総務省告示第395号(電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件。以下「情報開示告示」という。)の一部改正

(参考)次世代ネットワーク(NGN)について

- NGNは、高い信頼性・安全性・セキュリティを確保した上で、1つのネットワーク上において音声通信、データ通信及び映像配信といった様々なサービスを統合的かつ安定的に提供する機能を実現。
- また、多様な通信サービスに対応するため、最優先クラス、高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスの4つの品質クラスによる通信が提供されている。



※自治体がサービスを提供している場合は、当該自治体がある県にも設置されている。

(1)第一種指定電気通信設備の指定に関する規定の明確化等

- NGN等の設備を指定するための規定を明確化(指定設備の実質的な範囲は現時点で変更なし)
- DSLAM等のDSL用設備や県内通信に用いられない伝送路設備が指定設備に含まれないことを明確化等
- 各単位指定区域で加入者回線のシェアが2分の1を超えるNTT東日本・西日本の設備を第一種指定電気通信設備として指定。
- 単位指定区域は、トラフィックの多くが依然として同一都道府県に終始していることを勘案して、都道府県を基本とすることを維持。

(改正施行規則第23条の2第4項、改正指定告示)

【加入者回線の設置数に占めるNTT東日本・西日本のシェア】(平成28年度末)

	都道府県	NTT東日本・西日本の比率		都道府県	NTT東日本・西日本の比率
東日本	北海道	89.5%	西日本	滋賀	59.8%
	青森	97.3%		京都	70.1%
	岩手	95.5%		大阪	63.5%
	宮城	91.1%		兵庫	59.2%
	秋田	90.6%		奈良	62.5%
	山形	95.7%		和歌山	69.1%
	福島	98.8%		鳥取	78.6%
	茨城	91.3%		島根	79.8%
	栃木	90.5%		岡山	85.8%
	群馬	93.7%		広島	86.1%
	埼玉	73.8%		山口	80.6%
	千葉	74.6%		徳島	75.8%
	東京	73.9%		香川	82.7%
	神奈川	70.5%		愛媛	85.6%
	新潟	90.2%		高知	88.0%
	山梨	91.4%		福岡	75.7%
	西日本	長野		88.2%	佐賀
富山		77.6%	長崎	81.1%	
石川		84.6%	熊本	83.7%	
福井		73.3%	大分	76.1%	
岐阜		72.1%	宮崎	80.7%	
静岡		78.8%	鹿児島	92.2%	
愛知		68.2%	沖縄	80.9%	
三重		65.2%	全国	77.1%	

【(参考)県内通信及び地域内通信の比率(地域別)】

(平成27年度末)

	県内通信	地域内通信
北海道	79.4%	79.4%
東北	72.1%	83.0%
関東*	51.0%	78.4%
信越	77.1%	79.4%
北陸	70.3%	77.3%
東海	71.5%	81.3%
近畿	50.2%	67.1%
中国	70.5%	79.8%
四国	69.4%	75.7%
九州	68.7%	80.6%
沖縄	54.9%	54.9%
全国	59.5%	76.8%

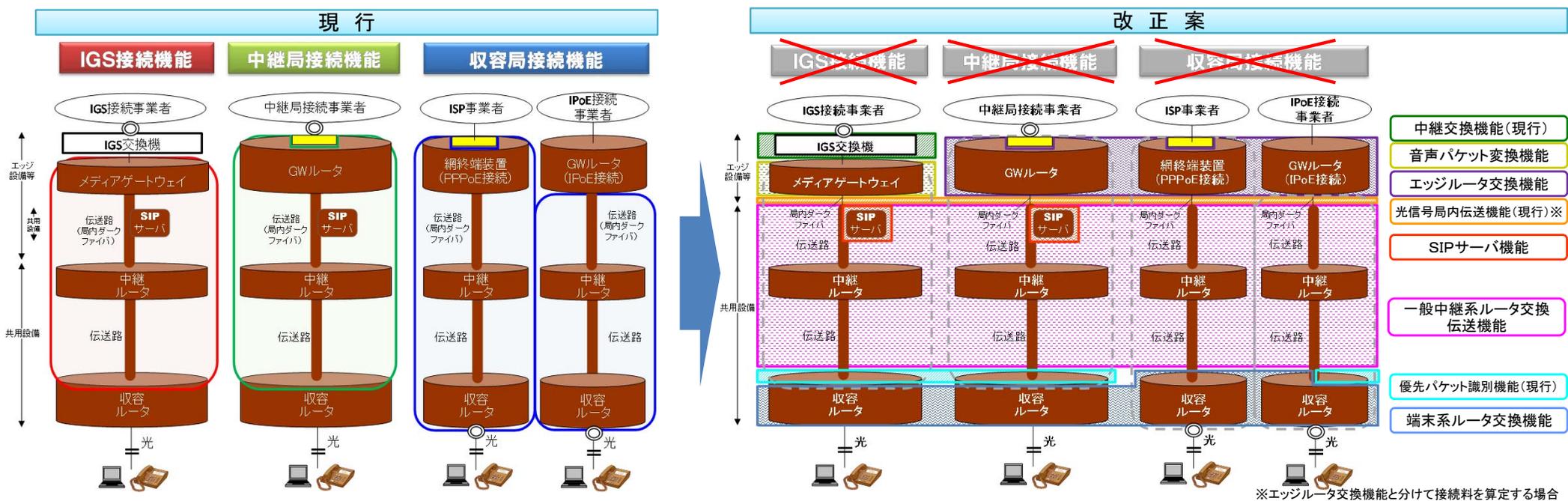
※山梨県含む

(参考) 関東地方(山梨県含む):76.4%、近畿地方:63.3%

① NGN関係機能の見直し(機能の新設・廃止)(改正接続料規則第4条の表) ※会計規則の規定も整備(実質的変更はなし)

異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保するため、接続料の単位となる「機能」を、概ね設備ごとに設定。

【NGNの機能の見直し】



答申における条文の修正

- 原案では、告示で定める一部のエッジルータを新設される「エッジルータ交換機能」から除き基本的な接続機能として位置付けないことがあり得ることとしていたが、これを改めて、全てのエッジルータを当該機能の対象とする。
- エッジルータにつき当面の経過措置として現行の考え方による費用負担からの円滑な移行も可能とする規定を設ける。
- 「エッジルータ」の名称を「関門系ルータ」に改める。

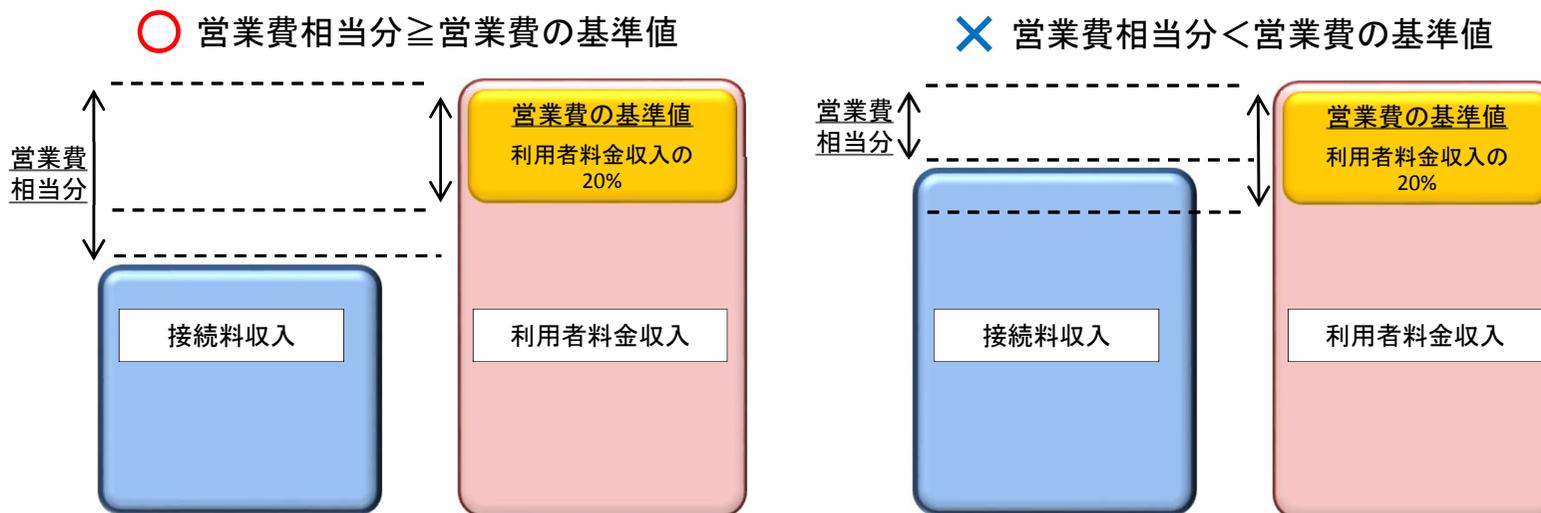
② 価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法について規定 (改正接続料規則第14条の2)

接続料水準の設定に関する規定について、次のとおり改正。

- ・利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
- ・県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
- ・利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。

※価格圧搾に関する具体的な判断の方法等については、別途指針を策定する予定。

【「営業費相当額と営業費の基準値との関係」の検証】



円滑な接続の確保のため、次のとおり、接続約款記載事項を拡充。(改正施行規則第23条の4関連)

① 県間通信用設備との接続(特定接続)に関する手続(第2項第1号の2)

指定設備と一体的に利用されるものである県間通信用設備との接続(※1)について、その手続に関する事項(※2)を約款記載事項とするとともに、指定設備に関する記載事項と一体的に記載すべき旨規定する。

※1 相互接続点と指定設備の間の非指定設備への接続請求等で、指定設備の接続に係るもの

※2 ①必要な情報開示を他事業者が受ける手続、②接続請求への回答を受ける手続、③情報開示の請求の日から開示の日までの標準的期間、及び④接続が開始されるまでの標準的期間

② 関門系ルータの増設に当たっての基本的な事項(第2項第1号の3)

通信量の増加等への対応のため、網終端装置等の関門系ルータ(他事業者と直接接続できる指定中継ルータ)を増設する場合について、増設に係る基準又は条件の基本的事項を約款記載事項とする。(他事業者からの増設の要望に応じないことがある場合)

③ コロケーションが困難な場合の代替措置(いわゆる「バーチャルコロケーション」等)(第2項第2号チ)

コロケーションスペース等の空きがない状態への対応のため、接続に必要な装置の設置を可能とする措置(※)又はそれに代わる装置の設置を可能とする措置の手続・金額・条件を約款記載事項とする。

※例えば、指定設備設置事業者の空きラックに他事業者の装置を設置し指定設備設置事業者が保守

④ NGNのネットワーク管理方針に関する事項(第2項第10号の2)

・NGNの優先パケット関係の機能に関し指定設備設置事業者がネットワーク管理を行うための方針を約款記載事項とする。

優先して取り扱う通信量に関する基準についても、上記ネットワーク管理方針に含むものとする。

・上記ネットワーク管理方針は、①通信の秘密の確保に支障がないこと、②利用者、電気通信事業者に対して不当な差別的取扱いを行わないとすること、③その他通信の内容により不当な差別的取扱いを行わないとすること(コンテンツやアプリケーション等によりトラフィックを不当に差別的に扱わないこと。)の3要件を満たすものとする。

・ネットワーク管理に当たり指定設備設置事業者が他事業者に求める情報提供について、①情報の範囲、②情報の提供を求める手続を約款記載事項とする。

III 施行日

平成30年4月1日から施行